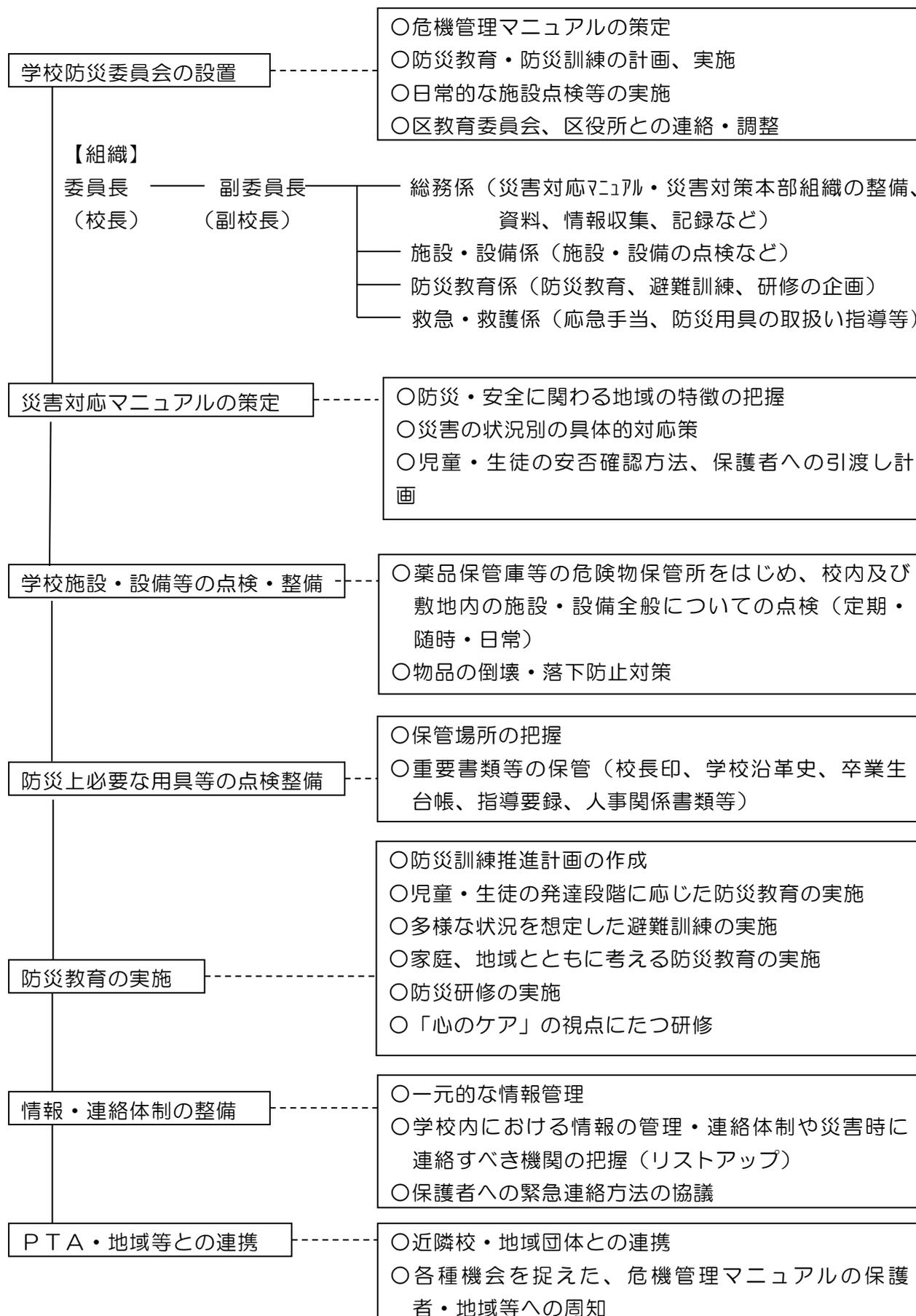
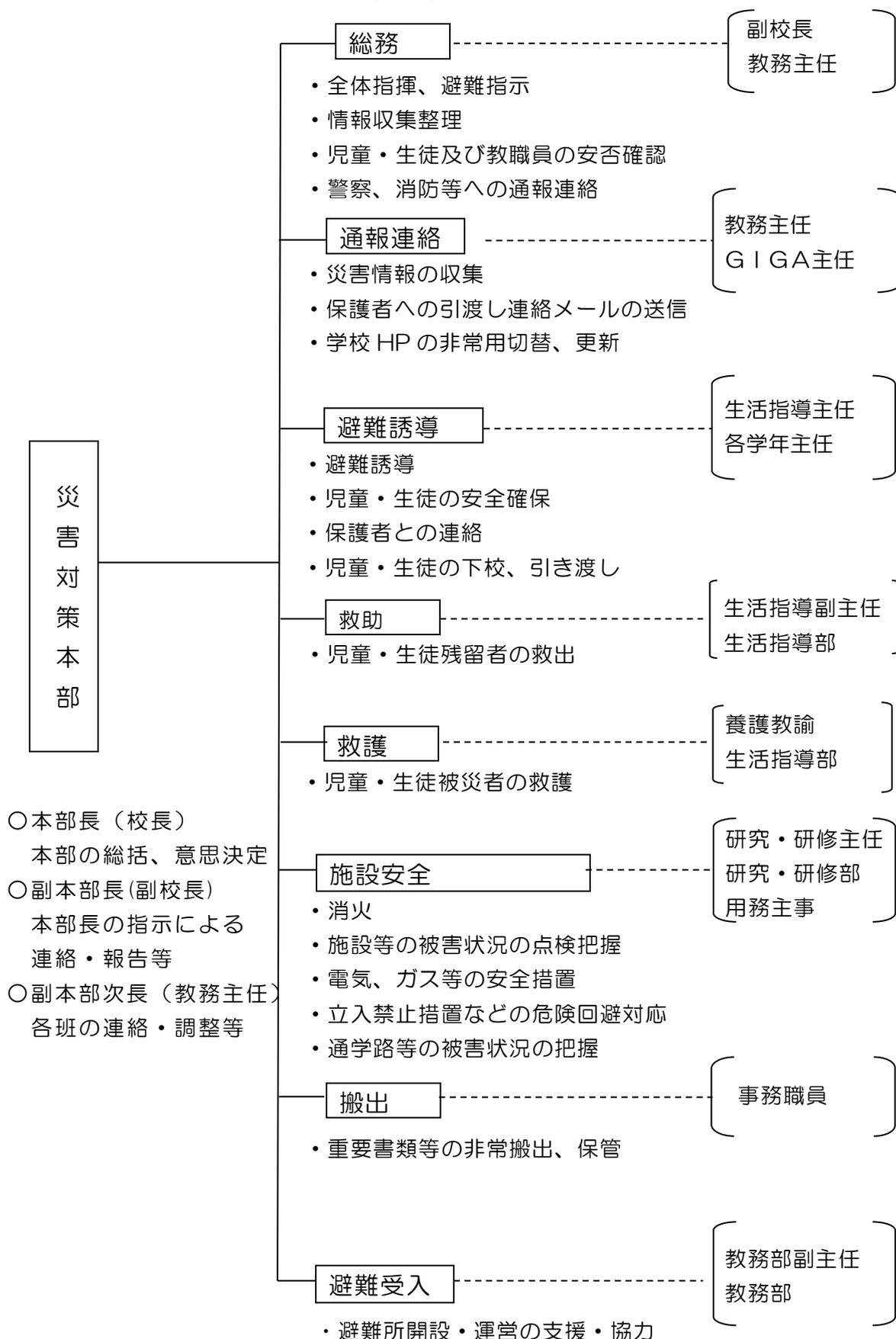


（１） 日常的な学校防災活動



(2) 学校災害対策本部組織



(3) 現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区のやや南に位置している。海拔-1 mである。荒川・中川からおよそ1 km東にあり、洪水浸水想定区域である。

校舎は昭和40年から53年に建設された。周囲はマンションを中心に住宅が多く建っており、地震後は火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。

校庭が広く、周辺住民が一時避難場所として多数集まることが予想される。また、避難所開設の際も、多くの避難者が来校することが予想される。

徒歩5分圏内に宇喜田公園・行船公園があり、第二避難場所としている。また、宇喜田中央公園も同等の距離にあり、火災状況によってはこちらを第二避難場所とする。

学校の現状 (令和7年4月1日現在)

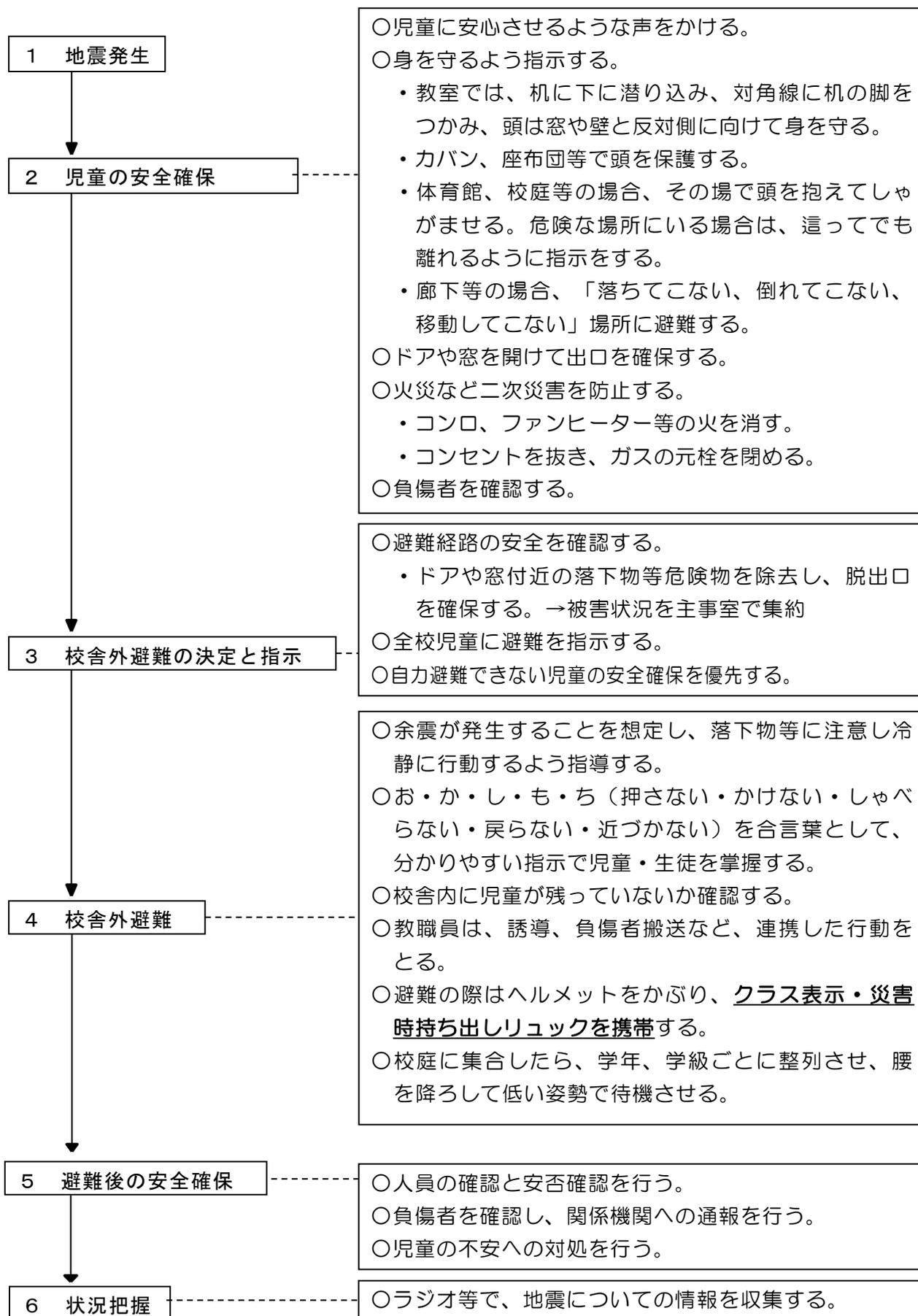
児童数		教職員数
全校児童		
391名		67名
第1学年	48名	
第2学年	54名	
第3学年	62名	
第4学年	66名	
第5学年	49名	
第6学年	68名	
特別支援級	44名	

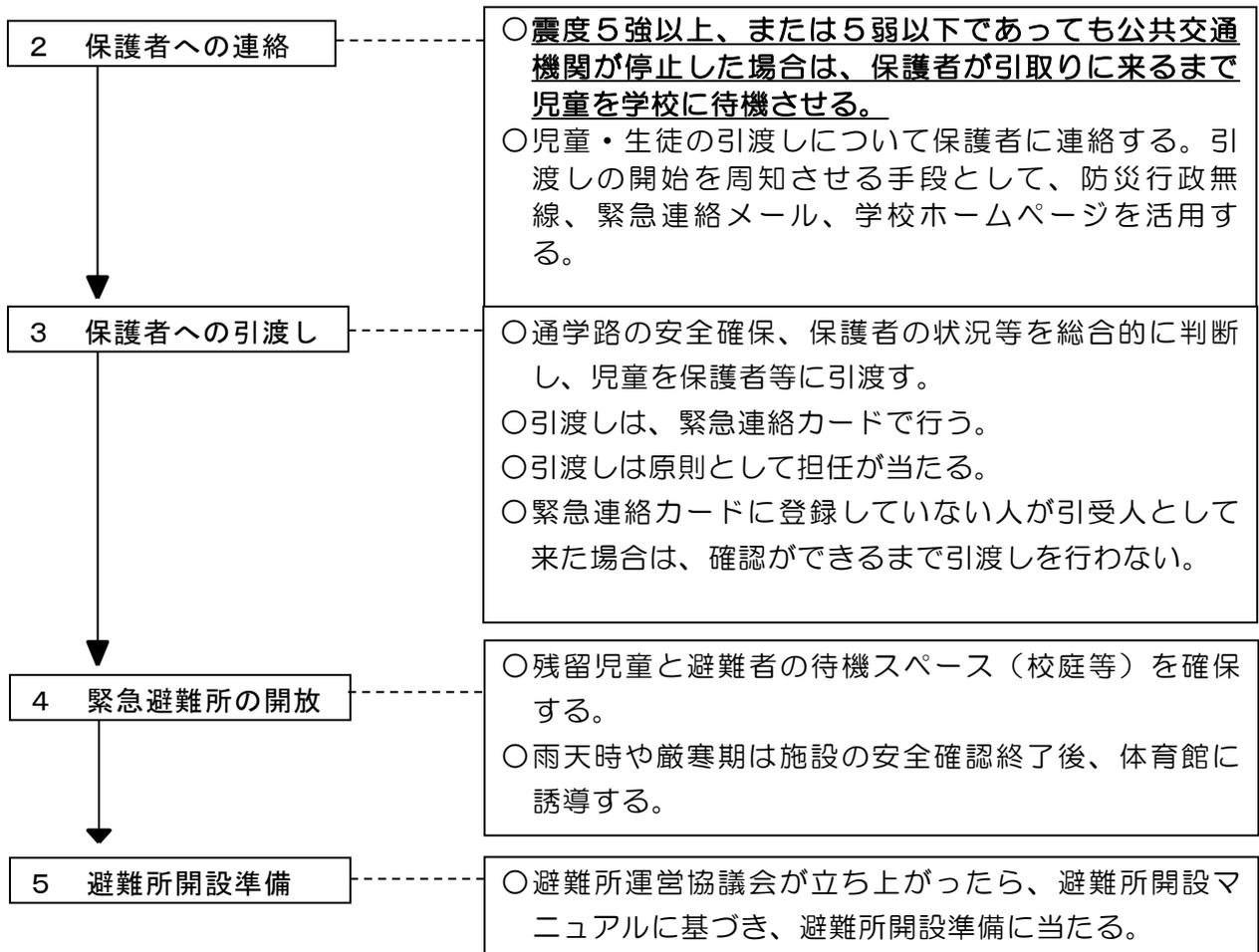
校舎	昭和40～53年建設
○登校時刻	午前 8時05分～ 8時15分
○下校時刻	午後 13時15分～ 15時30分
○昇降口	西昇降口：3・5年生 北昇降口：1・2・4・6年生 かぜのご昇降口：かぜのご学級
○登下校時の環境	・校舎北門、正門から登下校 ・すくすく門、プール門は緊急時のみ使用

学校の立地環境

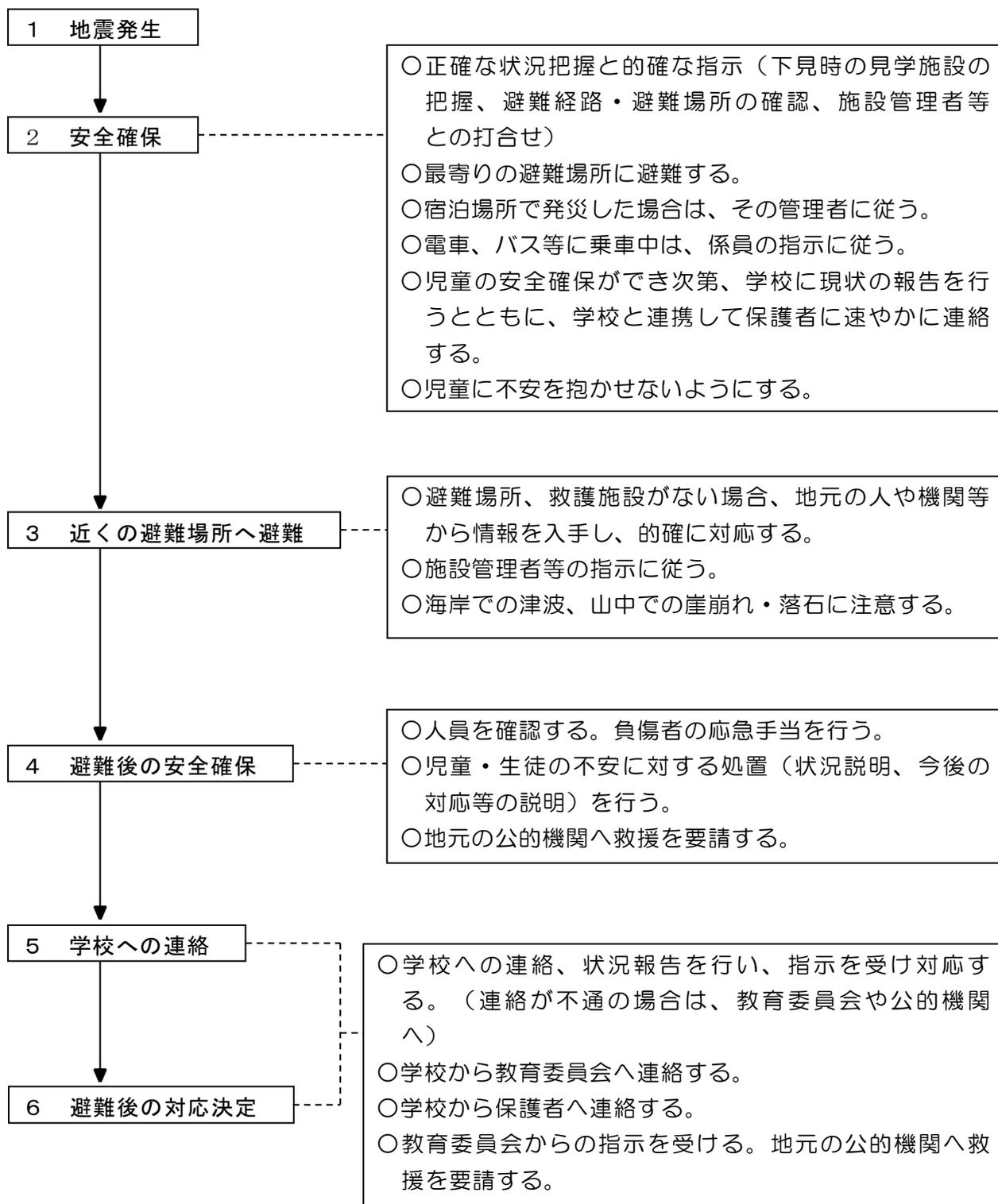
- 学校の立地
 - ・海拔 -1 m (江戸川区ハザードマップにより洪水浸水区域)
 - ・交通 校舎の南側に葛西橋通り (都営バスの停留所あり)
校舎の西側100mに宇喜田通り (都営バスの停留所あり)
校舎の南側徒歩15分のところに東西線西葛西駅
 - ・公園 校舎から西150m先に宇喜田公園・行船公園がある
校舎から東150m先に宇喜田中央公園がある
- 自然的環境
 - ・校舎の南3 kmに東京湾が広がっている
 - ・校舎の西1 kmに中川が、堤防をはさんでその先に荒川が流れている
- 社会的環境
 - ・学区は全体的にマンションが多い住宅地である。
 - ・学区内に商業施設は少ない。
 - ・学区の西側に病院があり、校舎北側の道路を救急車両が通ることが多い。

(4) 教職員在校時に発災した場合の対応

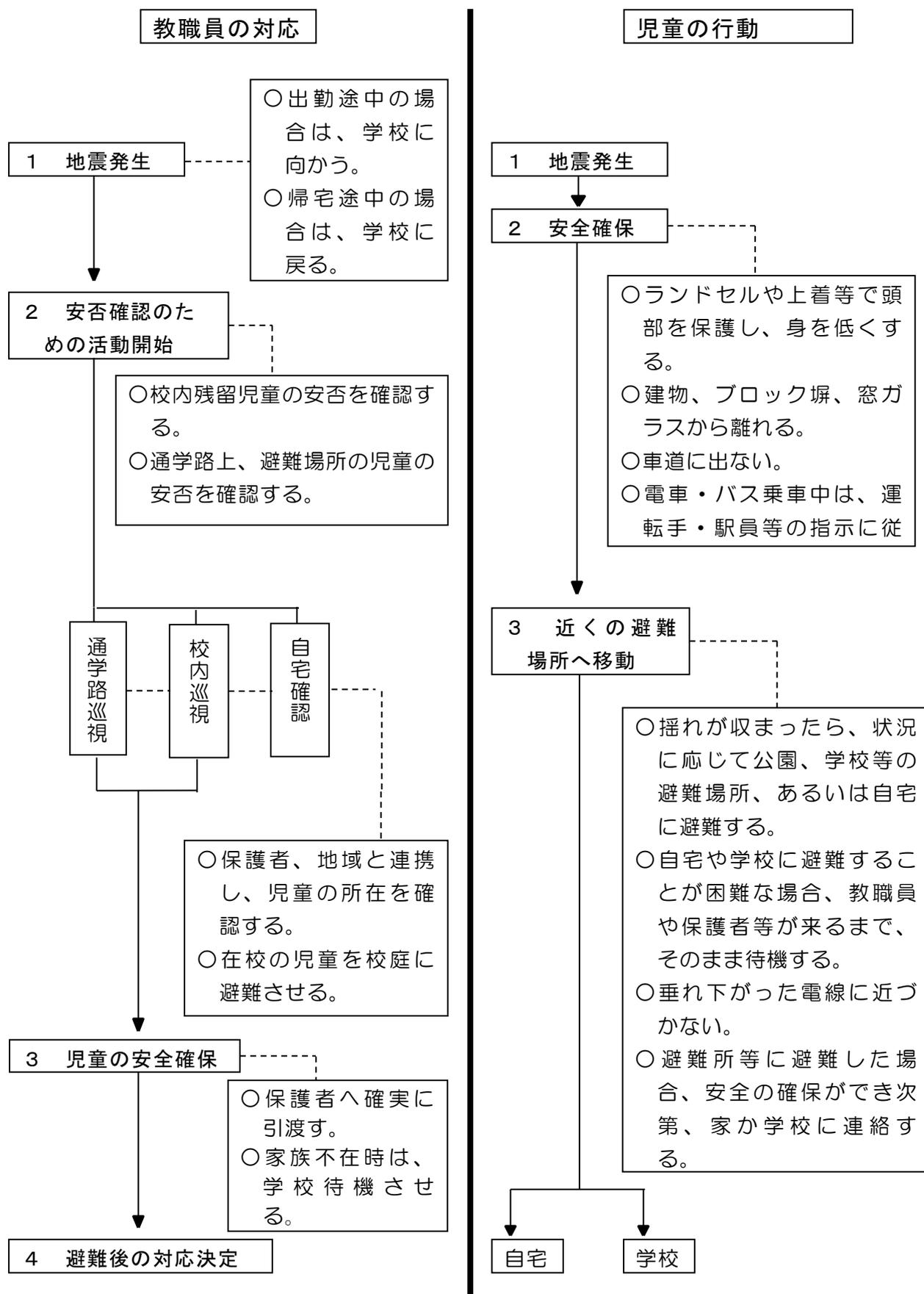




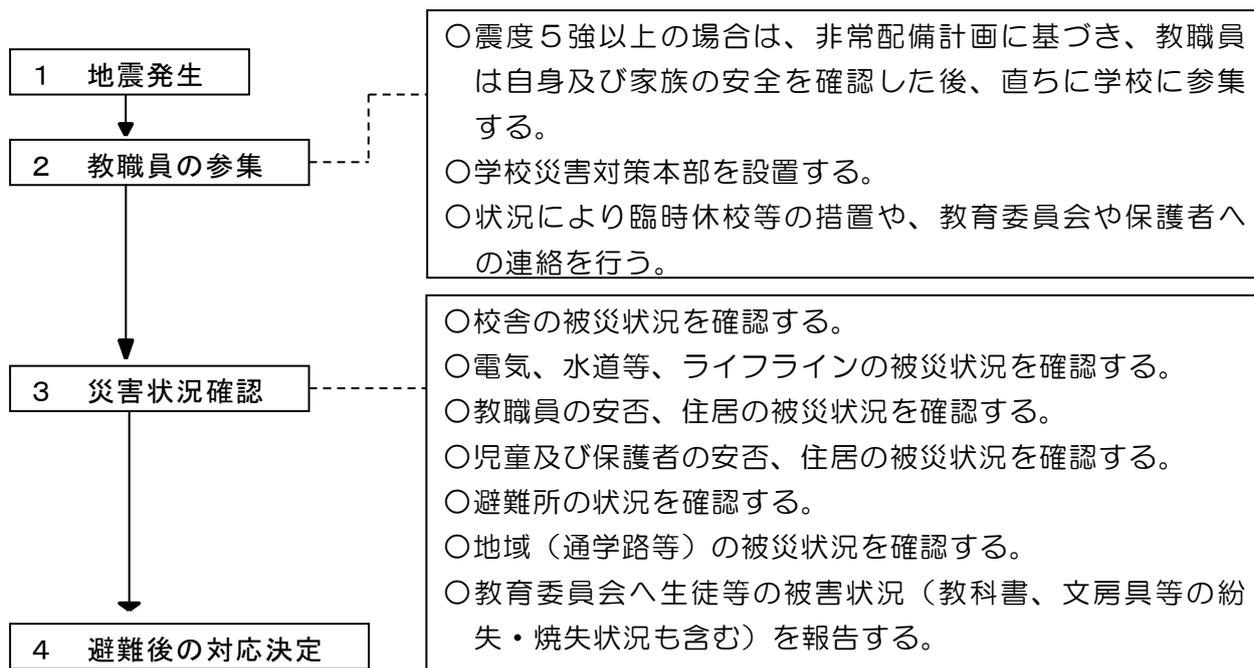
(5) 校外活動中に発災した場合の対応



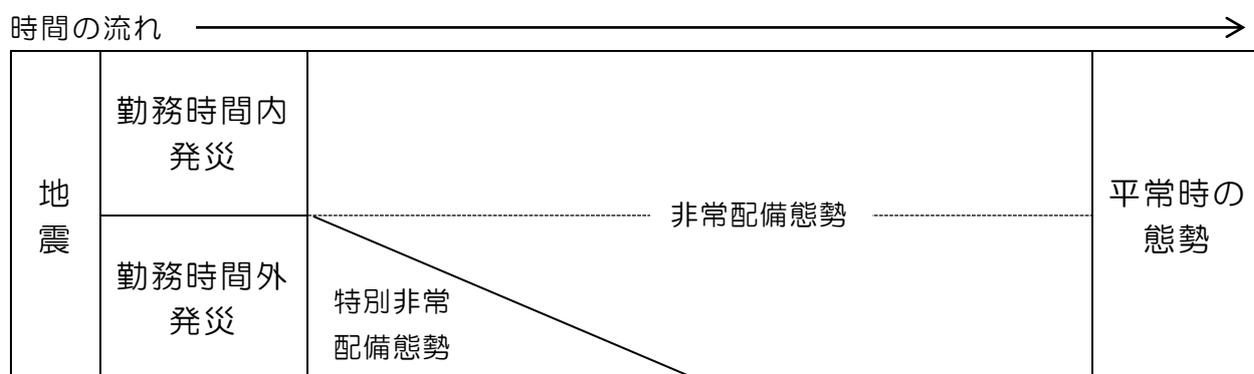
(6) 登下校時に発災した場合の対応



（7）教職員在校時外の対応



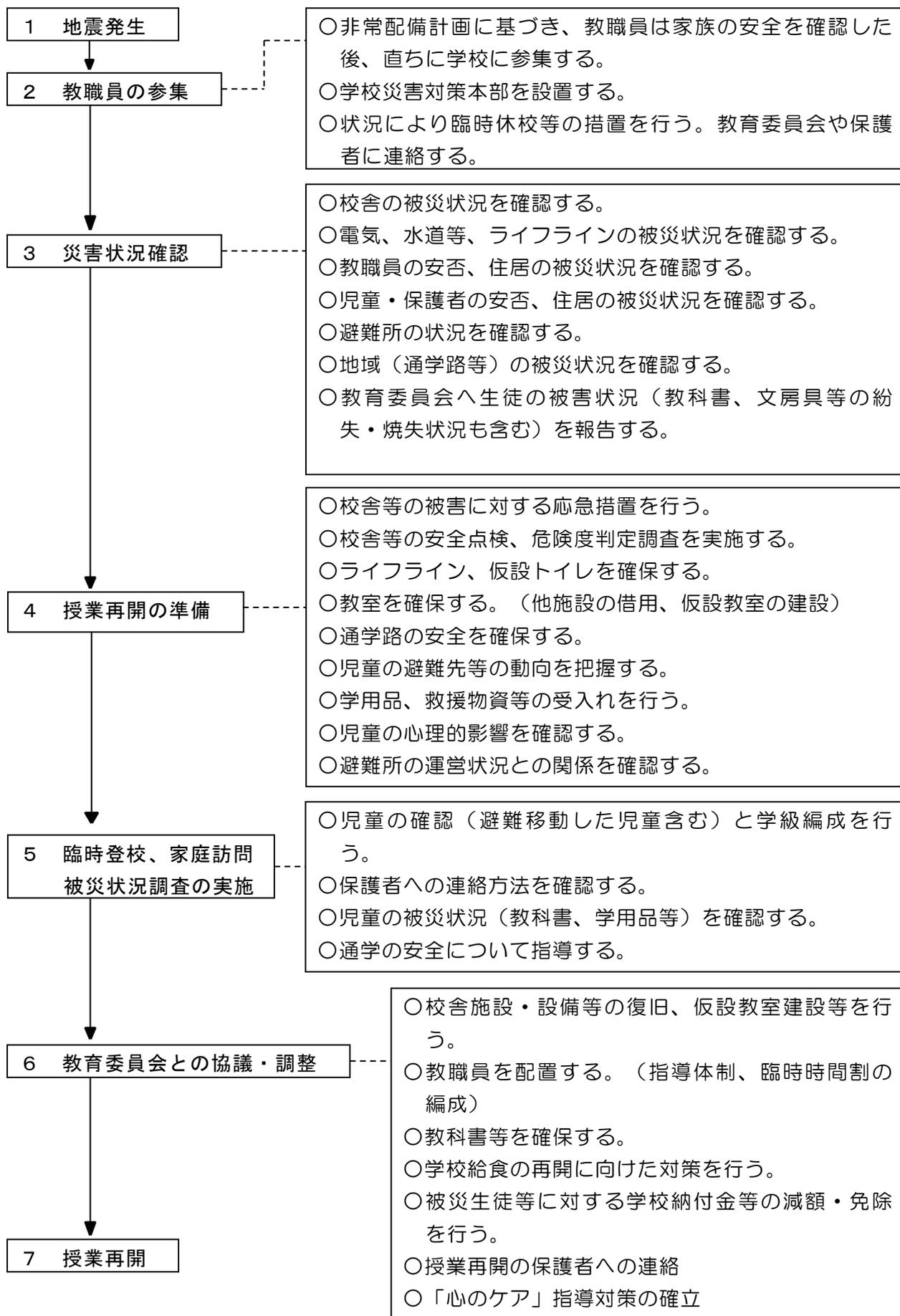
（8）学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

- ◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行
 - [1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し
 - ① 在校する児童徒の安全確保
 - ② 外出している児童の安全確保
 - ③ 教職員の安全確保
 - ④ 保護者への引渡し連絡
 - [2] 被害状況の確認
 - ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
 - ② 建物および施設周辺の状況確認
 - ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認
- ◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力
 - * 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

(9) 授業再開に向けた対応マニュアル



（10）警戒宣言発令時の対応

1 注意情報発令時の対応

- （1）教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- （2）学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- （3）地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

（1）在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童は校内で保護する。

（2）校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

（3）登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、児童は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
 - ※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

（4）その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を児童のために準備する。
- イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

（5）警戒解除宣言の情報収集

- 学校は、警戒解除宣言の情報を区災害対策本部・ラジオ・テレビ等から入手する。

(11) 主要連絡先一覧

区教委指導室	5662-1634
葛西警察署	3687-0110
葛西消防署	3689-0119
森山記念病院	5679-1211

近隣避難所	西葛西中学校	3686-7874
地域拠点	葛西事務所	3688-0431
食品等集積地	葛西区民館	3688-0435
緊急医療救護所	葛西健康サポートセンター	3688-0154

◎ 留意事項

0. 平常時

- (1) クラス表示の中に名簿をはさみ、専科授業時は専科教諭に預ける。
- (2) 毎朝「保健板」に始業時の出欠状況や遅刻・早退の状況を記入し、養護教諭に渡す。

■授業中（教員が指導しているとき）…教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をあけ、カーテン閉める。扉をあけ、電気を消す。防災頭巾・防災キャップをかぶる。」ことを指示する。
- (3) 児童を、教室内か廊下で2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）、ち（ちかづかない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。
(待たせない)

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに並ばせる。
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任(教科担任)は、不在児童の数等を副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」
*「欠席」とは、その時点での不在児童・生徒のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）…児童は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をあけ、カーテンを閉める。扉をあけ、電気を消す。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通して移動する。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに並び。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。